

○内閣府告示第二百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 深川市
- 二 構造改革特別区域の名称 ふかがわ果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 深川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県埴科郡坂城町
- 二 構造改革特別区域の名称 さかきワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県埴科郡坂城町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南丹市
- 二 構造改革特別区域の名称 日本の原風景 ふるさと南丹どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南丹市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 埋立用途区分柔軟化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の区域の一部（夢洲地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（一二二七）

○内閣府告示第二百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三次市
- 二 構造改革特別区域の名称 三次市保育環境の充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三次市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）